（資料４）別表

令和３年度　労働報酬下限額

（令和３年１０月１日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用）

１　工事請負契約　　［単位：円（１時間あたり）］

No.	職　　種	労働報酬下限額	No.	職　　種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	２，３７０	27	普通船員	２，２６０
2	普通作業員	２，０３０	28	潜水士	４，２３０
3	軽作業員	１，５８０	29	潜水連絡員	２，６７０
4	造園工	２，１００	30	潜水送気員	２，４６０
5	法面工	２，７６０	31	山林砂防工	２，８５０
6	とび工	２，７１０	32	軌道工	４，１１０
7	石工	２，９００	33	型わく工	２，７６０
8	ブロック工	２，６７０	34	大工	２，７１０
9	電工	２，１７０	35	左官	２，５００
10	鉄筋工	２，４７０	36	配管工	２，１９０
11	鉄骨工	２，５００	37	はつり工	２，５５０
12	塗装工	２，６６０	38	防水工	２，６５０
13	溶接工	２，８９０	39	板金工	２，５４０
14	運転手（特殊）	２，３３０	40	タイル工	２，１００
15	運転手（一般）	２，１１０	41	サッシ工	２，６１０
16	潜かん工	３，２３０	42	屋根ふき工	２，２３４
17	潜かん世話役	３，８００	43	内装工	２，８６０
18	さく岩工	２，９００	44	ガラス工	２，５５０
19	トンネル特殊工	３，６３０	45	建具工	２，２７０
20	トンネル作業員	２，６６０	46	ダクト工	２，１５０
21	トンネル世話役	３，７５０	47	保温工	２，４７０
22	橋りょう特殊工	２，９６０	48	建築ブロック工	２，８７０
23	橋りょう塗装工	３，２３０	49	設備機械工	２，４８０
24	橋りょう世話役	３，４００	50	交通誘導員Ａ	１，５７０
25	土木一般世話役	２，４７０	51	交通誘導員Ｂ	１，３３０
26	高級船員	２，８１０			

※　ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、１，０５９円とする。